

《 事務所ニュース 2014年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

労働基準局長が日本バス協会に要請

労働基厚生労働省では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令のほか、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)と同年3月1日付けの通達、「交通労働災害防止のためのガイドライン」等に基づき、これまでも、自動車運転者の労働条件の改善と健康の確保に努めてきました。

このたび、北陸自動車道で起きた高速乗合バスの事故を受け、労働基準局長は、本日、公益社団法人日本バス協会に対して、バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請を行いました。

【要請の内容】

- 1 バス運転者の労働時間などについては、労働基準法及び改善基準告示に定められた規定の遵守を、改めて徹底すること
- 2 長時間にわたる時間外・休日労働を行ったバス運転者に対しては、面接指導など行うとともに、労働時間の短縮などの適切な措置を講ずること
- 3 バス運転者の健康管理を適切に行うため、労働安全衛生法に基づく健康診断を確実に実施すること。また、所見が認められたバス運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な就業上の措置を講ずること

大学等卒業予定者の就職内定状況調査 (平成25年度)

厚生労働省は3月18日、平成26年3月に大学を卒業する学生の就職状況などを文部科学省と共同で調査し、平成26年2月1日現在の状況を取りまとめました。調査対象は、全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の中から、設置者や地域などを考慮して抽出した112校、6,250人です。

【就職内定率】

大学 82.9%
短期大学(女子学生のみ) 77.6%
高等専門学校(男子学生のみ) 100.0%
専修学校(専門課程) 78.4%

- ・遺族基礎年金の支給対象を拡大
- ・未支給年金の請求範囲が拡大
(平成26年4月～)

遺族基礎年金については、今までは、母子家庭には支給されますが、父子家庭には支給されませんでした。最近では、共働きの家庭も増えてきており、制度に男女間の差別があることが問題になっていました。そのため、平成26年4月からの法改正後は、遺族基礎年金の支給対象者は、「子のある妻」から「子のある配偶者」へ変更されます。

未支給年金とは、年金を受給していた人がお亡くなりになった場合、その人に支払われるはずであった未払いの年金のことです。年金は、亡くなった月の分まで支払われます。年金は偶数月に2ヶ月分を後払いで支給しているため、未支給年金が生じます。未支給年金を請求できる方は、亡くなった人と生計を同じくしていた、①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順位でしたが、平成26年4月からは、⑦甥、姪⑧子の配偶者⑨叔父、叔母⑩曾孫、曾祖父母⑪曾孫、曾祖父母の配偶者が新たに追加されることになりました。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談 (急増中)
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談(老齢・障害・遺族)
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)